

所管部課		まちづくり部 都市づくり課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 本条例は、令和4年12月に策定した東大和市空家等対策計画を踏まえ、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定められた、特定空家等及び管理不全空家等に対する認定・措置等を適切に行うために、必要な事項を定めるものである。 (1) 条例の概要 ①趣旨 ②定義 ③空家等対策計画の策定 空家等に関する施策の実施に当たり、計画を策定することを定める。 ④特定空家等及び管理不全空家等の認定 ⑤特定空家等及び管理不全空家等に対する措置 法に定めるところにより措置を実施することを定める。 ⑥空家等対策協議会への意見聴取 措置の実施に当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くことを定める。 ⑦空家等対策協議会の設置 ⑧空家等対策協議会の所掌事務 市長の諮問に応じて、特定空家等の認定及び措置に関する事項、空家等対策計画に関する事項等について審査又は調査し、答申することを定める。 ⑨空家等対策協議会の組織 ⑩空家等対策協議会に係る他の事項 (2) 施行日 令和7年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） (1) 市議会議員全員協議会で説明（令和6年9月） (2) パブリックコメントの実施（令和6年9月～10月）※意見なし (3) 総務課において審査済み（令和6年11月）							
3. 留意事項（問題点等） 本条例の制定後、条例を施行するための規則を制定する予定である。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和6年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。